

老人保護サービスとしての 後見人制度

(アメリカ)

現代の社会福祉は、たんに貧困老人のみならず、財産所有者、しかし禁治産者として宣告を受けた老人をも対象にぐるみこんでいくところに特徴がある。ここに紹介する論文は、米国フロリダ州マイアミのユダヤ人家庭児童サービス機関 Jewish Family and Children's Service (JFCS) が、既存の後見人制度に老人保護サービス protective service としての機能をもたせていったところの、いわば冒険的実践の展開を跡づけたものである。

フロリダ州では、1973年の10月以前には、心身と財産管理の能力に欠けた人びとに対する後見人は、裁判によって禁治産の宣告を受けてはじめて指命されたのである。この後見人指命へのステップとして、まず、後見人が必要とされる人の状況を熟知しているもの3名が検認裁判所に対して、日常生活を十分に自己管理できなと感じられたものの調査を訴願しなければならなかった。

ところで、JFCS は老人向保護サービスに特に関心を寄せてきたが、この保護サービスを扱う中で2つの問題が浮き彫りされた。第1は、ワーカーによって後見の必要が認められても、禁治産者の可否を調査するよう裁判所に訴願する親族を発見できなかったこと、第2に、クライアントが貧困者の場合には、有資格者や親族は積極的に後見人になろうとはしなかったことである。その場合には、裁判所は後見人としてサービスしてくれるボランティアに代理人を依頼した。反対に、財産を所有しているケースの場合には、一般的に、銀行とか信託会社が後見人に指定された。

以上のような背景をもつ後見人制度の下で、フロリダ州法の後見人条項の改正

問題がJFCSの理事と法定弁護士、それに検認裁判所の主任裁判官との間で検討された。その結果、JFCSの努力が功を奏し、遂に、1973年10月1日から非営利的法人組織による後見人制度が正式に立法化されたのである。

保護サービスの範囲

後見を必要とする老人は、全国老人協議会の定義によると、心身のいずれかに非常な障害を受けているために日常生活の世話を自ら効果的に遂行し得なかったり、あるいは財産管理の困難なものということになる。

これらの老人に必要とされるサービスには、クライアントに関係のある司法行政を確保するための法律サービス legal services、必要なケースワークを提供するカウンセリングサービス、さらに、伝統的には家族によって担われていた援助を機関が代って行う代替的サービスとしての保護サービス protective servicesがある。ただし、このサービスには本来経済的援助は含まれない。

信託関係

第3者の現金ないし財産の引き渡し先が信託者であり、その意味では信託関係は信用関係である。さて、後見人としての特別な機能は何かというと、それは被保護者の財産や負債に関する財産目録の作成および被保護者の財産を日々管理することである。同時に、財政政策全般の計画責任者となることである。このような後見人としての役割を、ほとんどの社会機関は引き受けようとしてこなかった。

後見人プログラム

後見人となるケースは、4つの手続源から送致される。第1は、裁判所で禁治産者と宣告されても、訴願者が後見人を提供しない場合である。このような場合には、裁判所はJFCSに後見人としてのサービスを要請する。第2は、JFCSが禁治産者の疑いをもったケースを自動的に involuntary 裁判所に送致し、

禁治産者と宣告されるよう訴願する場合である。そしてもし禁治産者として判決が下されれば、通常、裁判所はJFCSに後見人となるよう求めてくる。第3にボランティアな後見人がカウンセリングの最中に示唆され、そこでは、ワーカーとクライアントは共にJFCSが後見人となることを好ましく感じるようになる。この種の後見では、クライアントは後見人としてJFCSを指命するよう裁判所に訴願して積極的に関与していかなければならない。第4に、後見が親族の居住する地域社会に送致された場合には、一般にJFCSによる後見サービスはクライアントを保護する方法として考えられている。このようなケースでは、親族は禁治産訴訟の訴願者としてJFCSを後見人に指命するよう裁判所に要求する。

サービスの運営資金源

後見人プログラムから利用料を予め見込んで計画をたてることは全く困難である。なぜなら、一般的に財産所有者の場合には家族員ないし銀行、信託会社が後見人となり、JFCSのような機関が引きうけるケースは、経済階層の低いものに限定されるからである。ただし、老人の死亡により後見が終了した時点でなお身分相当の財産が残されている場合には、裁判官は料金を指定することになる。その他、地域社会に送致されたケースで、家族がJFCSの後見人サービスを要求した場合にも、機関のカウンセリング料金表と裁判所による算定基準に基づいた料金が家族によって提供される。これら2つの料金徴収源がありながら、実際の料金収入はきわめて僅かなものである。したがって、このプログラムは、基本的にはコミュニティの慈善的な努力the eleemosynary effortsによって支持されなければならない。

む す び

JFCSは自らのケースロードの中から後見人プログラムを出発させた。このサービスを開始した当初、スタッフは精神的障害によって管理能力を失ったケースの扱い方に困惑した。しかし今では、このようなクライアントを抱えた社会機

関の必要性を認識し始めている。すなわち、これまでケアなど不可能とされ、施設に収容する他ないと考えられてきた禁治産者の老人に対して、施設収容の保護に代替するケアの機会が提示できるのだというスタッフによる認識である。

この後見人プログラムの影響は、ある確信に基づいて行った機関の冒険的实践の中で明らかになるはずである。その確信とは、老人は、たとえ貧困ないし精神的無能の状態にあっても、正当で人間的な社会システムに組みこまれているサービスによって、尊厳と保証を受けるに値するものだということである。

Leon D. Fisher and Jeffrey R. Solomon,
Guardianship: a protective service program
for the aged, Social Casework, December 1974,
Vol. 55, NO. 10. P. 618~621.

(萩原清子 長野大学)

納税者の認識と 志向にかんする調査

(スウェーデン)

現行の税制下においてスウェーデン人の租税負担は、平均的所得稼得者の限界税率が60%にも上る程重いものとなっている。このような状況に対し、組織労働者や政党はそれぞれ租税改革を考慮しているが、それらとは別に財政当局が特定の職業グループについて小標本の調査を行った。その結果を分析すると、納税忌避が広汎に行なわれていることが判明した。しかしこの問題に関する全国的統計調査は極く最近明きらかになったにすぎない。

1968年に租税分担問題が大きな政治論争の的となったとき、スウェーデン政府